

議事要旨(2)資産除去債務専門委員会における検討状況について

冒頭、西川委員長より、資産除去債務に関する会計基準の公表を年内に予定していること、それに伴い現在は論点整理の公表に向けた検討を行っている旨、説明がなされた。

引き続き吉田専門研究員より、平成 18 年 12 月に設置された資産除去債務専門委員会では、平成 19 年 3 月までに論点についての一通りの検討を終えていること、その後は5月中の論点整理の公表を前提に文案の検討を行っていることが説明された。また、論点整理の文案は、目的、背景及び各論点についてこれまでの専門委員会での議論をとりまとめており、今回はその前半部分についての説明がなされた。

論点整理の文案についての主な説明項目は以下のとおりである。

- ・ 日本では資産除去債務についての会計基準はなかったが、海外では会計基準がある。
- ・ 負債として将来の負担を財務諸表に反映するということは、投資情報として有用であると考えられる。
- ・ 範囲については、法律上の義務及びそれに準じるものも含むという方向性を示している。
- ・ 資産除去債務の負債計上が不十分であるという指摘も考慮すると、引当金処理ではなく資産負債の両建処理を採用すべきということになるが、専門委員会での議論を踏まえ、現時点でいずれの会計処理を採用するかは示していない。
- ・ 仮に資産除去債務を負債に計上する場合、その全額を負債として計上する理由としては、環境問題を背景とした資産除去債務の早期認識に対する関心が高まりつつあることや、将来の負担を財務諸表に反映することは投資情報として役立つといった、負債計上に対する情報ニーズへの対応が考えられる。
- ・ 資産除去債務の負債を計上する時期はその発生時と考えられ、その金額を合理的に見積ることができない場合には、当該金額が合理的に見積ることができるようになったときに負債を計上することが考えられる。
- ・ 資産除去債務に対応する除去費用の資産計上については、有形固定資産の稼動等にとって不可欠で、その前提となるものであるため、有形固定資産の取得に関する付随費用的な性格によるものとして整理している。

この説明に対しての委員からの主な意見等と事務局からの説明は以下のとおりである。

- ・ 検討の結果、引当金処理を採用する可能性はあるのかという質問があった。現時点では可能性はあるものの、論点整理では主に資産負債の両建処理の論点を検討しており、今後、論点整理に寄せられるコメント等を踏まえて決定するとの説明がなされた。
- ・ 資産除去債務の対象が土地と建物といった複数の有形固定資産から構成される場合の処理についてどのように検討しているのかという質問があった。これに対しては、個々の資産に按分することが考えられるが、按分する必要があるのか、また按分しない場合の資産はそもそも何であるのかも含め、今後検討する予定であるとの説明がなされた。

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- ・ 現状の固定資産の残存価額を残したままで資産除去債務を計上することについて検討すべきではないかとの意見があり、論点整理では触れられていないが、必要に応じて検討していくとの説明がなされた。

以 上